

内子町 空き家バンク制度

「空き家バンク」は、空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、その情報を内子町のホームページ等で公開し空き家を買いたい方、借りたい方へ情報提供する制度です。内子町に空き家を所有し、利活用を検討されている方は、ぜひ空き家バンクへの登録をお願いします。



空き家バンクへの登録・注意事項

1 空き家物件の登録申込

空家の売買・賃貸を希望する方は所定の書類を内子町に提出してください。

2 物件確認

町職員が物件の現地確認に伺いますので立ち合いをお願いいたします。

3 物件登録

物件が利活用するのに適切だと判断されると正式に登録となります。

※ 注意事項

- ・登録できる物件は、所有権が申し出者に相続されていることもしくは、その物件の所有権利者全ての同意があるものに限りします。
- ・登録後、内覧希望があった際には所有者の立ち合いが必要です。
- ・行政は鍵の管理は請け負えません。空き家の管理は所有者に行ってもらう必要があります。
- ・行政は交渉・契約の仲介には入れません。所有者と利用希望者の当事者間で交渉を行ってもらいますが、不動産業者に仲介を依頼する方法を強く勧めます。



補助金について

不要な家財道具の搬出、処分または清掃にかかる費用を補助します。

補助対象経費	補助率等
不要な家財道具の搬出、処分又は清掃 ※総額が 1万円 を超えないものは対象外	補助対象経費の 2分の1 または 10万円 のうちいずれか低い額(1,000円未満切捨て)

- ※ 物件の所有者が複数いる場合には、補助金の交付を受けられません。
- ※ 当補助金を利用した物件は2年以上又は成約まで空き家バンクに掲載してください。

